

たばこ産業 訴訟のその後

本稿では、第 1 に『現代アメリカ産業論』に記載されている時期以後のアメリカ合衆国での訴訟の概要（経過と争点）、第 2 にたばこ訴訟の企業に及ぼした影響、第 3 にアメリカでの訴訟のケースの日本への含意の 3 つを明らかにする。

訴訟の概要

この節では、アメリカでのたばこに関する訴訟が、何を争点として、誰と誰が争い、その帰結はどのようなものであるかについての概要を示すことにする¹。

アメリカでは、1990 年代半ばより全米 50 州がフィリップ・モリス、RJ レイノルズ、ブラウン&ウィリアムソン、ロリラード・タバコ、リゲット・グループというたばこメーカー 5 社に対して、喫煙による病気治療に州が負担した医療費の損害賠償を請求する訴訟が行われるようになった。争点の具体的内容は、喫煙による病気治療に州が負担した医療費の損害賠償であり、たばこの習慣性、喫煙と肺がんや心臓病など健康被害との因果関係などについて争われた。これら各州政府による一連の訴訟は、1997 年 3 月リゲット・グループがたばこの習慣性と発がん性を認めたことを発端に、1998 年 11 月には他のたばこメーカー 4 社も各州との和解に至った。たばこメーカーがたばこの習慣性と健康への悪影響を初めて認知したという点でこの和解が持つ意味は重要であり、影響も大きなものとなった。

この和解後、訴訟には主に 2 つの潮流が生じた。ひとつは、連邦政府（司法省）によるたばこメーカーへの医療費返還を求める損害賠償訴訟であり、もうひとつは個人によるたばこメーカーへの訴訟である。

前者については、2004 年 11 月現在まだ係争中である。この訴訟は、たばこによる健康被害による医療費の損害賠償請求を求めるといって製造物責任を求めるといって「陰謀・腐敗防止法」（通称 RICO）に抵触するという訴えも連邦政府はたばこメーカーに対して起こしている。医療費の返還などを求める損害賠償とは、たばこ業界が 1950 年代以来、たばこの害を正しく国民や政府に伝えなかったため、肺がんなど、たばこによる病気が多くなり、その分政府系の医療保険などに対する政府の補助金などが増えてしまったというものである。さらに RICO に基づく訴えの具体的内容は、たばこ会社は喫煙者をニコチン中毒にするべく、たばこのニコチン含有量を密かに操作し、その上、中毒性のない安全なたばこの研究を妨害する陰謀をめぐらしてきた、というものである。RICO は通常マフィアや麻薬シンジケートなど陰謀、詐欺をめぐらす組織犯罪に対して用いられる連邦法であるが、アメリカではたばこメーカーはこれら犯罪組織と同列に扱われるようになっている。

後者の個人の訴訟については、2000 年 3 月にサンフランシスコ上級裁判所が下した評決

¹ この節は朝日新聞の記事を参考にした。記事のデータベースへは、学内から図書館にアクセスすれば参照することができる（<http://www.library.tohoku.ac.jp/dbsi/dna/>）。

が画期的な意味を持った。この訴訟は、たばこ会社が健康への害について十分な警告をしないままたばこを販売したため、喫煙により肺がんになったとする女性が、大手2社に損害賠償を求めたものであった。この女性が喫煙を始めたのは、法令により1960年代に全ての包装に健康被害への注意書きが記載された後であったが、陪審は、2000万ドルの賠償を命じる評決を下したのである。この評決を皮切りに、2000年4月には喫煙者本人が起こした全米初の本格的集団訴訟で、たばこに対する健康被害への賠償としては過去最高の1270万ドルがフロリダ州で認められた。さらに、同年7月には喫煙者3人による健康被害への賠償代表訴訟において、フロリダ州裁判所は1450億ドルという、あらゆる裁判を通じ米史上最高額の懲罰的賠償命令を下したのである。その後、集団訴訟という形式が妥当でないとして2003年5月にフロリダ州マイアミ控訴裁判所によって賠償命令が撤回され、下級審に差し戻されたが、2004年5月に今度は差し戻しの決定が撤回され、10月から審理が再開されることになった。

このほかのたばこメーカーに関する訴訟としては、イメージキャラクターを用いたキャメルというたばこの宣伝が若者を喫煙へと結び付けたことや、航空会社職員による受動喫煙の強制による健康被害に関するものなどがある。

たばこ訴訟の企業への影響

これまでアメリカではたばこの健康被害に関する訴訟数は300件とも700件ともいわれているが、1998年11月の全米50州とたばこメーカーとの和解までは、たばこメーカーが勝利してきた。しかし、和解によりたばこの健康への被害に対する損害賠償が行われるようになってから、個人による訴訟でも原告側が勝訴するようになってきた。その際にたばこメーカーには、通常の賠償のほか、天文学数字の懲罰的賠償も課されるようになった。懲罰的賠償とは、被告の行為が特に悪質な場合、通常の損害賠償のほかに、制裁や再発防止のために支払わせることができる制度であり、アメリカの一部の州で採用されている。日本にはない。

こうしたたばこ訴訟のケースは、たばこ産業との関係の有無によらず、各企業が、自社の製品なりサービスが持つ社会的悪影響の可能性をしっかりと考え、対策をとらせる契機となった。たばこの他にも、肥満による健康被害への損害賠償請求訴訟がマクドナルドなどのファーストフードに対して行われているが、まだメーカーに責任を課す評決は出していない。このほか、携帯電話の電磁波の健康への影響に関する問題も取りざたされるようになっていく。

日本への含意

アメリカのたばこ訴訟は日本へどのような教訓を与えるだろうか。日本でもたばこによる健康被害に対して対策はとられつつある。2003年5月には健康増進法が施行され、他人の吸うたばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止が、「多数の者が利用する施設を管理する者」に義務づけられた。また同月、WHO(世界保健機関)総会で「たばこ規制枠組み条約」

が採択され、日本政府も賛成した。これによって日本政府は、条文前文に記されている「たばこの消費、受動喫煙が死や疾病をもたらすことは科学的に証明されている」という立場に立つことになった。

しかし、訴訟を通じた解決は遅々として進んでいない。日本でもたばこの喫煙による健康被害への損害賠償がいくつか起こされている。これはたばこメーカーの製造物責任(PL)を問う形であり、原告は個人である。しかし2003年10月、東京地方裁判所は、喫煙が肺がん・喉頭がん・食道がんなどに罹患するリスクを高めることは認めたものの、たばこの依存性はアルコールなどよりも格段に低く、たばこの製造・販売は違法ではないとして、JTや国に損害賠償を求めていた肺がんなどの患者6人の請求を棄却した。

このアルコールとの比較には疑問の余地がある。また、日本はアメリカよりもたばこの広告に関する規制がゆるく、たばこの箱への警告文も穏やかなものであることを考えると、JTの製造物責任が十分に考慮されていないという批判も成り立つ。

一方、受動喫煙の被害が認められる例も出てきた。2004年7月、受動喫煙で健康を害したとして東京都江戸川区の職員が同区に治療費と慰謝料を求めた訴訟の判決で、東京地裁は区が安全配慮義務を怠ったとして5万円の慰謝料の支払いを命じた。ただし、受動喫煙と健康被害の因果関係は認めなかった。

なぜ、アメリカと日本では裁判の結果が大きく異なってくるのだろうか。懲罰的賠償命令制度の有無なども関係するが、何よりもたばこメーカーに関する国家の関与の度合いが異なっていることをあげねばならない。アメリカでは、たばこメーカーを州政府や連邦政府が訴えているが、日本では逆にたばこメーカーとともに政府が健康被害への責任を問われている。政府は財務大臣名義で日本たばこ産業株式会社(JT)の資本の65%ほどを所有しており、JTと一蓮托生の関係にあるからだ²。そして、たばこ事業法第1条によれば、この法律の目的は、「製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ」、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」なのである。政府が、健康被害の防止よりもたばこ事業を通じた税収確保に関心を持っているといわれても仕方がない。

現在JTはたばこ事業以外への進出を行い多角化も積極的に進めているが、RJRナビスコ社の海外たばこ事業を買収したことに現れているように、たばこ事業でも拡大路線を歩み、海外での売上を伸ばしている³。しかしアメリカのケースを見れば分かるように売上が伸びればその分損害賠償などのリスクも高まるわけであり、また喫煙者の減少も続いている。日本のたばこ産業の将来は必ずしも磐石ではないといえる。

草稿作成：三嶋恒平
責任編集：川端 望

² http://www.jti.co.jp/JTI/IR/04/annual2004J/annual2004_J_all.pdf を参照。

³ <http://www.jti.co.jp/JTI/tobacco/data/kaigai.html> を参照。